

平成28年度 大任町結婚新生活支援助成金

大任町では、経済的問題を理由に、結婚に踏み切れない方への支援により、少しでも結婚に伴う経済的不安を取り除き子育てしやすい環境づくりを推進することを目的に住居費及び引越費用等を一部支援（上限24万円）します。

■助成内容

①新規の住居取得

②賃貸にかかる経費（賃料・敷金・礼金・共益費に限る）

※会社からの住宅手当は対象外（生活保護の住宅扶助も同様）

※その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと

③引越費用（引越業者使用に限る）

■助成条件（①②③共通）

- ・年間所得が世帯合計で340万円未満等であること
- ・平成29年5月1日から平成30年2月28日までに婚姻し、当該住宅の住所へ転入していること

- その他
- ・過去にこの制度に基づく助成を受けていないこと
 - ・助成内容により、提出書類が異なります

■助成時期：申請書及び添付書類を提出し、約1ヶ月後予定

問 住民課 福祉係 ☎63-3004